

第109号議案

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月30日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市長、副市長及び常勤監査委員の期末手当について、所要の改正を行うもの
あります。

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部
を改正する条例

第1条 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の212.5」に改める。

第2条 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。